

平成29年度

日本台湾交流協会役員専用車の賃貸借契約仕様書

1. 諸 元

- (1) 車 種：乗用自動車（セダントイプ・低公害者）
- (2) 排気量：2500cc
- (3) 納入数量：1台
- (4) 車種等：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第6条による「環境物品等の調達に関する基本方針（平成21年2月）」における自動車等の基準を満たすこと。
- (5) 納入期限：平成30年1月25日
- (6) 規 格：車体全長 4,880mm以内
車体全幅 1,840mm以内
車両重量 1,730kg以下
車室内幅 1,535mm以上
車室内高 1,100mm以上1,200mm以内
トランク内積 旅行用スーツケース（250×900×1,100mm相当）
- (7) 塗 色：黒

2. 仕 様

- (1) 5人乗りで4ドア以上であること。
- (2) 使用燃料は無鉛ガソリンであること。
- (3) トランスミッションは、無段変速機構であること。
- (4) ステアリングは、右ハンドル（パワーアシスト付）であること。
- (5) パワーウィンドウ、パワードアロックを装備していること。
- (6) 運転席及び助手席にエアバックを装備していること。
- (7) ブレーキシステムにABSを装備していること。
- (8) オートエアコン及びAM/FMラジオを装備していること。

3. 装 備（標準装備品の場合を含む）

- (1) ナンバーフレーム
- (2) サイドバイザー
- (3) フロアマット
- (4) ドアエッジ・プロテクター
- (5) アルミホイール

(6) フィルム貼り付け (スモーク) : 後部座席両側窓及びリアウインドウ

4. 納 期 : 平成30年1月25日

5. 納入場所 東京都港区六本木三丁目16-33
青葉六本木ビル7階
公益財団法人 日本台湾交流協会

6. その他

・諸経費等

受注者は、次の費用を負担するものとする。

(1) 新車登録手続きに要する法定費用

- ・自動車取得税
- ・自動車重量税
- ・自動車賠償責任保険
- ・自動車税

(2) 新車登録手続き及び定期点検に要する販売所費用

- ・登録納車費用
- ・道路関連サービス
- ・車検 (定期点検整備及び継続検査)
- ・法定定期点検整備
- ・一般修理
- ・オイル交換、バッテリー交換、タイヤ交換 (4本)
- ・代車の提供
- ・リサイクル料金 (使用済み自動車再資源化等に関する法律に基づく料金)

※車検、法定定期点検整備、一般修理等はディーラーに限る。

(3) 任意保険に要する費用

- ・保険種別 : S P A
- ・フリート区分 : ノンフリート
- ・年齢制限 : 30歳以上保障
- ・対人 : 無制限
- ・対物 : 無制限
- ・搭乗者傷害 : 1,000万円/1名 (医療保険金一時金払い)
- ・人身傷害保険 : 3,000万円/1名

・車 両 : 初年度 : 車両本体価格、2年目以降 : 前年の80%

(自己負担額 1 回目 0 万円、2 回目 1 0 万円)

全損時諸費用、無保険車障害特約、対物差額修理費用、
対人臨時費用特約あり

・ 保険期間： 5 年間